

令和2年5月7日

保護者各位

荒川区教育委員会
第三日暮里小学校長 末永 寿宣

臨時休業期間の延長について(5月7日時点)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う政府による緊急事態宣言延長の発出及び東京都の要請を踏まえ、5月29日(金)まで臨時休業期間とし、始業式及び入学(園)式を延期いたします。

状況が時々刻々と変化しており、度重なる延長通知となりますが、ご理解のほどお願いいたします。

なお、対応は現段階のものであり、今後も国による緊急事態宣言の動向を踏まえ、変更する場合があります。

記

1 臨時休業期間

既に5月8日(金)まで延長していますが、以下のとおり改めて臨時休業期間を延長します。

令和2年5月11日(月)～5月29日(金)(ただし、こども園は5月30日(土))

※学校の再開は6月1日(月)となります。

※新入生については、入学式の日から登校・登園となります。

2 始業式について

(1) 実施日時・持ち物

○令和2年6月1日(月)

○集合時間その他、後日お知らせいたします。

(2) 実施内容

・咳や発熱などの風邪症状がある場合には、欠席してください。この場合には、朝8時までに学校にご連絡ください(出席停止の取扱いとします)。

・実施にあたっては、三密を避け、校内放送等の設備を活用し、体育館などで全校児童生徒等が集まらない方法で実施します。

3 入学式・入園式について

- (1) 実施日時・持ち物
 - 令和2年6月1日(月)
 - 集合時間その他、後日お知らせいたします。
- (2) 実施内容
 - ・咳や発熱などの風邪症状がある場合には、欠席してください。この場合には、朝8時までに学校にご連絡ください(出席停止の取扱いとします)。
 - ・保護者については、一家庭につき2名までの参列とします。
 - ・来賓は参列をご遠慮いただきます。
 - ・代表者以外の在校生は参列しません。
 - ・感染拡大防止のため、マスクの着用をお願いします。
 - ・アルコール消毒液は学校で用意をします。
- (3) 保護者会について

保護者会については最低限の連絡事項の伝達のみとし、できるだけ短時間で、感染拡大防止策を徹底したうえで実施します。

開催日時がけっていしましたら、後日お知らせいたします。

4 臨時休業期間中の学習について

学校から配布される学習課題に取り組んでください。また、荒川区として、ICTを活用することで、家庭学習の充実を図る計画があります。

詳細につきましては、後日、別途通知いたします。

5 特別支援学級に通う児童生徒の受入れについて(特別支援学級設置校のみ)

原則休業としますが、自宅で過ごすことが困難、または、精神的な安定という観点から受入れが必要な場合に限り、以下のとおり受入れを行います。

- (1) 受入れ時間
 - 午前8時30分～午後1時30分
- (2) 受入れ期間
 - 5月11日(月)から5月29日(金)までの土日・祝日を除く日
- (3) 学校で受入れる場合の対応について
 - ① 事前に保護者から申し出のあった児童生徒のみ受入れることとしますので、申込書を5月11日(月)に登校する際、持たせてください。
※5月11日(月)は登校せず、翌日以降登校する場合には、事前に学校にご連絡いただき、登校の際に必ず申込書を持たせてください。
 - ② 申込みをした児童生徒が登校しない場合には、必ず、朝に学校へ連絡をしてください。
 - ③ 給食の提供はありませんので、お弁当・水筒をご持参ください。
 - ④ 登校の際はマスクの着用をお願いします。
 - ⑤ 児童生徒に発熱や咳などの風邪症状がある場合には、登校させないで

ください。また、登校後、症状がみられた場合には、保護者に連絡のうえ、ご帰宅いただくことがあります。

- ⑥ 教室内での対応時は、児童生徒同士が密着しないよう、離れて座るなど工夫しながら、学習の見守りや自由遊びを実施します。
- ⑦ 「家庭学習の課題一覧」にある教材を持たせてください。
- ⑧ 学校で受入れている児童生徒に感染者が発生した場合には、当該学校での受入れは全面的に中止します。

6 臨時休業期間中の生活について

- (1) 不要不急の外出は控えてください。
- (2) 規則正しい生活を送ることで、健康の管理に努めてください。
- (3) 咳エチケット、うがい手洗いやアルコール消毒を励行してください。
- (4) 三密を避け、やむを得ず外出する時にはマスクを使用してください。

7 健康観察等について

- (1) 臨時休業期間中に発熱及び咳等の症状が現れ、症状が長引いた場合には、荒川区保健所や東京都のコールセンター等にご相談の上、受診する等の対応をお願いします。
- (2) 新型コロナウイルスへの感染が認められた場合は、速やかに学校（園）にご連絡ください。
- (3) 同居の家族等が新型コロナウイルスにり患し、お子様が濃厚接触者となった場合にも、学校（園）にご連絡ください。

8 児童生徒等の心のケア等について

新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業により、お子様を取り巻く生活環境が大きく変化しています。

子育てや学校・教育などに対する悩みや不安があれば、4月1日に開設した「荒川区子ども家庭総合センター」にお気軽にご相談ください。

荒川区子ども家庭総合センター

〒116-0002 荒川区荒川1-50-17

電話 03-3802-3765 FAX03-3802-3787

9 学童保育・にこにこすくーるについて

(1) 学童クラブについて

緊急事態宣言発令期間内は臨時休室としますが、緊急事態宣言時応急保育は、引き続き実施します。

※今後、社会状況の変化により変更する場合がありますので、詳細については、適宜、区公式ホームページでご確認下さい。

(2) にこにこすくーるについて

引き続き休止します（再開時期は未定）。

※再開時期については、後日、区公式ホームページに掲載しますので、適宜ご確認下さい。

10 その他

(1) 臨時休業期間中の児童生徒等への緊急連絡については原則として学校情報配信システム（未登録者には電話連絡）で行いますので、ご承知おきください。

(2) 臨時休業期間中においても、お子様の健康状態に注意し、不要不急の外出を控え、感染拡大防止にご協力ください。